

米澤 旦著

## 『労働統合型社会的企業の可能性』

——障害者就労における

社会的包摂へのアプローチ』

評者：山田 雅穂

本書の主題は、若年者、女性、高齢者、長期失業者、障害者、刑余者などの社会から排除された人々を労働市場に統合することを目的とする「労働統合型社会的企業」(Work Integration Social Enterprise: WISE)が生活保障システムで果たしうる役割の分析枠組みを提示し、その有効性を検証することである。本書の構成は序章、第1部「社会的企業の概念と理論」、第2部「労働統合型社会的企業の事例分析」の2部全6章と終章となっている。

序章では政府に加えて営利企業、NPO、協同組合等の民間組織が公共サービス供給主体となっている現況に伴い、社会政策において公・私関係と就労・福祉関係の見直しが重要な論点となっていること、それは近年の福祉国家の再編と結びつき、社会的排除をいかに解決するかが社会政策に対して問われていること、社会的企業とWISEは特に欧州で社会的包摂の方策として期待されている社会的背景が述べられている。

第1章では社会的企業の定義、欧米間での概念の違いが主に述べられている。イギリスの貿易産業省(DTI)による定義は「社会的な目的のために活動し、その収益は、株主や所有者の利潤を最大化するためではなく、主にその事業

やコミュニティのために再投資する」事業体である。また欧州の社会的企業研究者ネットワークEMESによる定義は「利潤を目的としない(Not for profit)民間の組織であり、コミュニティに貢献するという明示的な目的と直接的に関係する財やサービスを供給する。多様な利害関係者を意思決定制度に巻き込むという集合的な力に依拠し、自律性に高い価値をおきながら、活動に関連する経済的リスクを負うような事業体」である。WISEはワークフェアやアクティベーション等の就労支援政策の重点化が背景にあり、社会政策研究への貢献の点から欧州の定義が重要としている。そして「基準となる労働時間で働くような条件から外れる時期を許容するような制度的配置である」架橋的労働市場の4つの領域(教育、家族、退職、失業)を示したシュミットとそれを修正した宮本太郎氏のモデルを取り上げ、両者とも障害者の位置付けが欠如していると指摘している。その理由として「就労困難者の状況の違いを強調してない問題があるため」とし、障害者就労の問題点として就労率および障害者雇用率制度における実雇用率の低さ、知的障害者の多くが福祉的就労(福祉工場、授産施設、共同作業所、障害者自立支援法の就労継続支援事業A型・B型)に従事している実態、福祉工場とA型を除いて労働法が適用されない福祉的就労での工賃の低さなど、これまで指摘され続けてきた基本的な問題が挙げられている。

第2章ではWISEの役割の分析枠組みとして社会的企業/サードセクターは市場や政府から独立したある原理を本質的に保持するとした独立モデルと、社会的企業/サードセクターを再分配(政府)、市場交換(市場)、互酬(コミュニティ)の原理の媒介とする媒介モデルを峻別している。そして「互酬とサードセクターを同一視する」独立モデルと欧州が採用する媒介モ

デルの存在が日本では積極的に検討されていないとする。さらに前者の研究者の例として粕谷信次氏と佐藤慶幸氏を挙げ、両者の議論では社会的企業は政治や市場にはない特性であるコミュニケーション的合理性から特徴づけられること、政府や市場の限界が強く強調される一方で社会的企業の性格を両者にはない特性へと還元し、そうした限界を乗り越える存在として描いているとしている。この2点に加え、独立モデルの3点目の特徴として「社会的企業の組織内部において構成員は予定調和的に合意に達し、その合意こそが重要であるとされる」としている。そして媒介モデルが有効である理由としてエヴァースやEMES、天野正子氏の研究から導かれる社会的企業モデルの特徴を挙げ、再分配、交換、互酬の3つの原理が混合する場、セクター内部での多元性に富むこと、複数の原理が対立する局面に注意を払うものだとしている。ゆえに媒介モデルが有効であるとし、その有効性を検証するため、第3章から第6章では「差別とたたかう共同体全国連合（共同連）」を対象事例としている。

共同連は障害者と健常者が「共に働く関係」、障害種別や障害程度、労働能力にかかわらずすべての人が働く権利を持つ「障害者の労働保障」、社会的経済的自立を目指す事業体」という理念を持つ共働事業所である。第3章では共同連を事例対象とした理由として、第1に労働権保障により障害者の労働市場からの排除の特徴である労働法不適用の問題をクリアしていること、第2に障害者と健常者が対等な立場で事業経営に参画していることを挙げている。第4章では共同連において再分配（行政からの補助金・助成金）、市場交換（障害者と健常者の配置割合をできる限り同じにし、市場に流通可能なものを作り組織を効率化する）、互酬（立ち上げ期のボランティアの協力、労働者の生産性

と報酬が連動しない反能力主義を障害者だけでなく健常者にも適用する）に基づく各資源が共同連で混合されていることを示し、共同連の中で特に事業性の高い事業所のねっこ共働作業所とがんばカンパニーを事例に分析する。両者とも高い事業収入と行政からの収入（補助金）を組み合わせることで社会的目的と継続的な経営という経済目的を両立させている。また「製品に込められている価値やWISEの社会的目的に共感することに動機づけられた製品の取引」（125頁）である「社会に埋め込まれた市場」での取引によって互酬と市場交換が混合されているとする。

第5章では能力主義と反能力主義、市場志向と自己目的志向の分類軸でWISEの類型モデルを提示している。能力主義は「能力に応じた処遇決定が正当化される」もの、反能力主義は「能力に応じた処遇決定がいかなる場合でも許されない」（146頁）ものである。障害者は福祉国家政策において自立する能力がないとみなされ分類化された点で、労働市場から排除された他の人々と異なるとしている。ゆえに特に重度障害者の場合は「能力を正當に評価したときにおいて、確実に労働市場から排除される人が存在する」（143頁）ことから、障害者就労に関するWISEの分析にはこの類型軸が必要であると主張する。後者の「市場志向」は中長期的な雇用契約を締結し生産した財・サービスを市場で販売し利潤の増大を目的とするもの、「自己目的志向」は就労が目標とされず社会参加が目的とされ、市場志向とは排反である。これら四象限モデルが有効かどうかを、筆者が日本国内のWISEとする以下の3つの事業体を対象とし、就労支援強化を目的の1つとする障害者自立支援法への反応を事例に述べている。反対を示したきょうされん（共同作業所全国連絡会）は自己目的志向かつ反能力主義、就労支援強化

に肯定的であるスワンベーカーは能力主義かつ市場志向、最終的に反対を示した共同連は反能力主義かつ市場志向と分類している。

第6章はEMESの研究より社会的企業が社会的目的、経済的目的、社会政治という複数の目的を持つことから、共同連の事業所の中で特に社会政治的目的を重視するわっぱの会を取り上げ、構成員間の対立と目的の複数性の関係を分析する。共同連の社会的目的は障害者の労働の場の確保、経済的目的は事業所の継続的運営、社会政治的目的は「反差別—平等実現」であり、その表れとして平等な賃金分配制度を採用している。しかし補助金の減少を契機にこの制度が構成員間で争点になり、反差別—平等実現の目的に準拠すれば能力や労働時間、仕事への責任に応じた賃金ではなく同一な賃金が求められるが、経済的目的に照らすと継続的経営が困難になるため、制度を廃止すべきとなる。今後の方向性は「社会政治的目的と経済的目的をすり合わせた中間地点に落ち着いていく」（193頁）とした上で、今後の社会的企業研究には構成員間の考え方や合理性の対立を前提とした「目的の混合」の視点の必要性を述べている。

最終章では本書の意義として、第1に障害者就労の分析を通じて社会的企業を「媒介の場」と理解するアプローチの有効性を示した点、第2に先行研究がほとんどない共同連の実態を明らかにした点を挙げ、一方で本書の最大の問題点として『WISEの「労働統合」の効果や実際の内容について十分に分析できなかった』点を述べている。

本書の意義は、様々な社会的企業の定義や概念を欧米の先行研究を基に整理し、把握しやすくした点にある。しかしながらその一方で、評者には次の5点の疑問が残った。第1に社会的企業やサードセクターに関する文献に比して、障害者雇用・就労に関する文献の少なさであ

る。後述する職業リハビリテーションや評者のものを含めた膨大な先行研究・調査が言及されていない。この点が以下の2点に影響すると考えられるのだが、第2に障害者就労を検証事例とした理由づけについて、日本での障害のある当事者と雇用・就労現場の実態を捉えきれていないと考える。日本の場合、障害者の労働市場からの排除という実態は、上述の実雇用率の低さや労働法が適用されていないことだけではない。働く場が企業か福祉的就労かの二者択一になっており、障害特性に応じて障害への配慮を実現できる多様な働く場が不足している社会的背景がある。これは障害当事者にとって非常に切実な問題であり、多様な働く場の創設は以前より当事者と雇用・就労の現場から要望が高い。社会的企業の中で障害者雇用に特化したソーシャル・ファームが日本でも創設され始めている現状には、ソーシャル・ファームがその解決策として期待されている背景がある。この動向に鑑みると、筆者が社会的企業の役割の検証として障害者就労を選んだ理由付けが、上述の問題点のみであることは不十分であると考えられる。第3に障害者の能力の捉え方である。本書では障害者の労働能力を健常者と同じレベルで把握しているといえる。つまり、所与のもの、変化しない固定的なものである前提で議論が展開されており、障害者の能力そのものについて根本的かつ具体的に捉える視点がない。それは「健常者に比べて障害者は、生産性—ここでは、投入した単位労働力によって生じる付加価値を意味する—という点では差がある。とりわけ重度障害者の場合はなおさらである」という一文に表れている。障害当事者がどう努力しても機能障害によって健常者と伍して働けない場合は当然あり、それは本人の責任では全くない。その一方で、労働環境の整備や障害特性に応じた職務の調整・切り出し・再構成や新たな創出を

行う職務開発等、障害への配慮およびそれを含んだ人的資源管理によって、重度を含めて障害者ができる仕事が増えたり、今まで不可能と思われていた仕事ができるようになることは以前より実証されている。また同じ障害種別や障害の程度であっても、事業内容や職務によって職業能力は異なる側面があり、その意味で機能障害と職業上の障害は必ずしも一致しないことが先行研究より明らかである。こうした取り組みは職業リハビリテーションが目的とするものである。職業リハビリテーションは、ILOの第159号条約（1983年）では「すべての障害をもつ人々が適当な雇用に就き、それを継続し、かつ、それにおいて向上することができるようにすること、並びに、それにより障害をもつ人々の社会への統合又は再統合を促進すること」とされており、職業を通じて能力が向上することも支援の内容として含まれている。よって筆者の労働能力の捉え方は、職業リハビリテーションの存在意義とこれまでの実績、そして障害当事者と雇用・就労の現場の努力を考慮に入れていない。ゆえに筆者によるこうした障害者の能力の把握を前提にした、能力主義と反能力主義というWISEの類型モデルの分類軸を提示していることには問題があると考えられる。これがもし第1点目の障害者雇用・就労の文献の少なさに起因するのであれば、ぜひ筆者による再考を望みたい。またこれに関連して、『とりわけ重度障害者の場合は「能力を正当に評価したときにおいて、確実に労働市場から排除される人が存在する』』（143頁）としているが、これも以上の点を考慮したうえで再考察する必要があるとともに、評者自身の研究で示しているように、障害者が障害のない人と共に働くということが想定されずに現在の産業・職務構成が構築されてきた側面が強いため、能力の評価基準についても以上述べた点から根本的に見直す必

要があると考えられる。「労働市場が求める能力と当事者の能力の差への対応という基準」（166頁）についても同様である。

第4に本書での「互酬に基づく資源」の定義が明確に書かれていない。代表的な形として「ボランティアや寄付」（115頁）や「相互扶助的な考え方」「必要原則に基づいて支給される報酬と、実際に生産性が完全に連動しない点」（116頁）とあるが、明確な記述がなく把握しづらい。特に3点目の引用は「反能力主義」に基づく理念であると筆者は分析しているため、前述の評者の指摘を考慮した上で、互酬についても考察する必要があると思われる。第5に、第5章で筆者の類型モデルの分類軸からなぜ「移行型」（社会的企業が主流の労働市場への移行を目的とする）と「継続型」（社会的企業内の継続雇用を目的とする）の基準を採用せず、市場志向と自己目的志向のみにしたのか理由が明確に書かれていない。これは先述した点から、障害者雇用・就労における社会的企業の在り方において重要であると考えられる。日本では社会的企業が障害者また障害のない人の両者にとって継続的な雇用の場になることを期待して創設されるケースが多いこと、一方で就労移行支援事業を行う事業所も存在することを考えると、今後の分析軸として残す必要があるのではないかと考える。

現在の障害者雇用・就労の実態を見ると、就労継続支援事業A型やB型と企業との連携により経営改善、給与・工賃の向上、障害者全員が役割を担い働く喜びを実感しているという成果や事業を通じた障害のある人とない人との信頼関係構築に結び付く等、インクルーシブな雇用・就労の多様な方法と結果が様々な地域で報告されつつある。A型への企業の参入や特例子会社、通常の企業内での雇用も含めて、障害者雇用・就労の形態は多様化の過程にあるといっ

てよいと考える。こうした現在の動向を把握しながら、障害当事者と現場の方々の視点も含めた様々な事例の調査研究を積み重ねることで、この類型がより障害者雇用・就労の実態に即したものとなり、インクルーシブな雇用・就労および社会の構築のために寄与できるものにするのが今後の筆者の研究に対して求められると

考える。

(米澤亘著『労働統合型社会的企業の可能性—障害者就労における社会的包摂へのアプローチ』ミネルヴァ書房、2011年10月、iv+213+18頁、定価6,000円+税)

(やまだ・みほ 中央大学総合政策学部特任助教)

## 法政大学大原社会問題研究所叢書

◎好評発売中◎

◎労働派は理論集団というイメージを再検討する  
横関一著—A5判四四〇頁八八二〇円(税込)

農民運動指導者の戦中・戦後——杉山元治郎・平野力三と労働派  
農民運動の全国組織指導者の動向について検討し、労働派が農民運動の実戦部隊・指導部として果たした実態を解明する。

◎新自由主義という歴史的概念に依拠した炭鉱争議の分析  
早川征一郎著—A5判三四〇頁六五〇円(税込)

イギリスのサッチャー政権下でおきたイギリス炭鉱争議は新自由主義諸政策の成否をかけた歴史的なすさまじい労働激突であったことを描く。

◎市場原理や規制緩和の諸政策に対抗する動きを分析  
法政大学大原社会問題研究所鈴木玲編—A5判二七四頁四四〇円(税込)

新自由主義と労働

市場原理や規制緩和の諸政策に対抗する動きが国家や社会あるいは企業レベルでどの程度起きていたか実証的、理論的側面から分析。

◎各研究分野におけるオーラル・ヒストリーの歴史と現状  
法政大学大原社会問題研究所編—A5判二七六頁三三〇円(税込)

人文・社会科学研究とオーラル・ヒストリー  
政治学、社会学、歴史学、女性史、労働問題などの分野でのオーラル・ヒストリーの意義と問題点を学際的な視角より再検討する。編集：早川征一郎

◎戦後日本の起点で活躍した改革派ジャーナリストのオーラル・ヒストリー  
法政大学大原社会問題研究所編—A5判四四〇頁六九三〇円(税込)

証言 占領期の左翼メディア

占領当時の論壇状況や世論、政治・社会運動の背景、左翼運動の人脈や秘話を知ることのできる得がたい史料。編集：吉田健一

◎革新政治と労働組合運動の今日的課題を提示  
五十嵐仁著—A5判四六〇頁六三〇〇円(税込)

政党政治と労働組合運動

戦後日本における政党政治の変遷と労働組合とのかわりに焦点をあてた分析。革新政治の課題と労働組合運動の今日的課題を提示。

◎「社会史」の方法から見た社会運動史  
梅田俊英著—A5判三三〇頁五五〇円(税込)

社会運動と出版文化——近代日本における知的共同体の形成

大正デモクラシー期における社会運動と出版文化の歴史を手書きメモ、日記、手紙、予審調書など新しい史料で再構成。

御茶の水書房

〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 Tel.03-5684-0751  
ホームページ <http://www.ochanomizushobo.co.jp/>